

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

1 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	真田山加圧ポンプ場天井クレーン補修工事	諸設備工事	大阪市天王寺区 空清町7-18	株式会社豊国昭和起重機製作所 代表取締役 岸本 毅	¥4,752,000	平成31年1月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

真田山加圧ポンプ場天井クレーン補修工事

### 2 契約の相手方

株式会社豊国昭和起重機製作所

### 3 随意契約理由

本工事は、真田山加圧ポンプ場に設置している既存天井クレーンを再稼働させるため、現行規則に適合するよう補修を行うものです。

当該クレーンは、株式会社昭和起重機製作所が独自に設計、製作したものであり、当該クレーンの補修による機器の強度確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要です。

また、上記業者を含む複数業者のヒアリングにおいて、他の業者が本工事を履行し、当該クレーンに障害が発生した場合、その原因が当該クレーン固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができません。

なお、株式会社昭和起重機製作所は、平成30年1月1日に株式会社豊国昭和起重機製作所に社名変更されています。

そのため、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は株式会社豊国昭和起重機製作所のみであります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）